「日の丸・君が代」強制・再処分に抗議する声明

　東京都教育委員会（都教委）は、私たちの「『再処分』を行わないこと」を求める度重なる要請にもかかわらず、最高裁で減給処分の取り消しが確定した現職の都立特別支援学校教員に対して７年９ヶ月前の事案で、新たに戒告処分を出し直すこと（以下再処分という）を決定し、１２月２５日付で処分発令を強行した。これにより「日の丸・君が代」を強制する１０・２３通達（2003年）に基づく懲戒処分の数は延べ４８４名となった。また、これまでの再処分の数は延べ２０件・１９名（２０１３年１２月・７名、２０１５年３月・１名、２０１５年４月・８名、２０１８年２月・２名、２０２０年１２月・１名・２件）となった。

最高裁（第一小法廷）は２０１９年３月２８日、東京「君が代」裁判四次訴訟において、減給処分取消を認めた東京高裁判決を不服とした都教委の上告受理申立を不受理とする決定をした。これにより、当該特別支援学校教員の卒業式（２０１３年３月）及び入学式（２０１３年４月）での４回目・５回目の不起立に対する減給処分（減給１０分の１・１月）を取り消した東京高裁判決（２０１８年４月１８日）が確定し、都教委が敗訴したのである。

しかるに都教委は、違法な処分をしたことを反省し該当者に謝罪するどころか、最高裁決定から１年９ヶ月も経ってから、当該教員に改めて戒告処分２件を出し直した（再処分をした）のである。私たちは、この暴挙に満身の怒りを込めて抗議し、その撤回を求める。

当該教員は、不利益処分に対する「弁明の機会」（行政手続法第１３条）である「事情聴取」での「代理人弁護士の同席」を求めたが、都教委はこれを無視し、「事情聴取」さえ行なわず突如として処分発令を強行した。私たちは、行政手続法さえも無視した今回の再処分の経緯に関しても強く抗議する。

上記最高裁決定は、従来の最高裁判決（２０１２年１月１６日及び２０１３年９月６日）に沿って、不起立の回数を理由により重い処分を科す都教委の累積加重処分に歯止めをかけたものである。これにより最高裁、東京高裁、東京地裁で取り消された減給・停職処分は、延べ７６件・６５名という膨大な数になる。

今回の再処分は、減給処分を違法としたこれらの司法の判断を重く受け止めるどころか、その趣旨を無視して、新たに戒告処分を出し直すことで教職員を萎縮させ「屈服」させようとする都教委の異常な「強権的体質」を改めて露呈した。

今都教委のなすべきことは、これまでの司法の判断を謙虚に受け止め、違法な処分により筆舌に尽くしがたい精神的、経済的損害を被った被処分者への謝罪と名誉回復・権利回復を早急に行うことである。また、司法により違法とされた処分を行った組織の在り方を点検し、責任の所在を明らかにし、再発防止策を講ずるとともに、１０・２３通達に基づく校長の職務命令、懲戒処分、再発防止研修など「日の丸・君が代」強制の一連の施策を抜本的に見直し、反省することである。

私たち被処分者の会・原告団と弁護団は、これまで何度となく、都教育委員会及び教育庁関係部署との話し合いを求めてきた。にもかかわらず都教委は、最高裁判決の補足意見等が求めている原告団・弁護団との「話し合い」を拒否して問題解決のための努力を放棄している。それどころか、司法の判断をもないがしろにして、処分を乱発しているのである。

私たちは、東京の異常な権力的教育行政の抜本的転換を求めると共に、自由で民主的な教育をよみがえらせるために、「日の丸・君が代」強制に反対し、不当処分撤回まで闘い抜く決意である。「子どもたちを再び戦場に送らない」ために！

２０２０年１２月２６日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団
　　事務局長　近藤　徹